

認知症高齢者介護教室実施要領

1 目的

介護者が認知症高齢者を正しく理解し、日常生活で高齢者の残された機能を生かしながらか働きかけ、生活の質を高めるような援助ができるように、認知症高齢者介護教室を実施する。

また、認知症高齢者をめぐる諸問題を介護者・ボランティア等と共有し、地域での支え合いの重要性を啓発していくことを目的とする。

2 実施主体

各区役所保健所

3 実施対象者

認知症高齢者介護者等

4 従事者

医師、保健師、社会福祉職、一般事務職、集団指導員、介護指導員、その他運営に必要な職種

5 実施回数

概ね月1回以上

6 実施方法及び内容

(1) デイケア

ア グループ活動を通じて対人関係を保ち、感情表現と意欲面での向上を図る。

イ 精神的安定を図り、家庭・社会でより適した生活力の維持を図る。

(2) 介護者教室

ア 認知症高齢者を抱える家族等が、介護の仕方や社会資源等を学習する。

イ 介護体験と情報を交換し、地域での支え合いを広げる。

7 報告

区役所保健所長は、認知症高齢者介護教室実施報告書により、事業終了後翌月20日までに健康福祉局長に報告する。

(施行月日)

この要領は、平成8年4月1日より施行する。

(附則)

この要領は、平成9年4月1日より施行する。

(附則)

この要領は、平成14年3月1日より施行する。

(附則)

この要領は、平成17年4月1日より施行する。